

新型コロナウイルス感染症(COVID -19)によるみなし入院における入院見舞金及びへき地医療交通費補助金の取扱いについて

【更新日：令和5年9月25日】

My HER-SYS の機能停止による互助会の取扱いについて

・下記(※)のとおり、2023年9月30日で My HER-SYS の機能は停止し、10月1日以降ログインすることはできなくなります。9月中に療養証明書を印刷して速やかに請求してください。

・「My HER-SYS の療養証明書」を添付できない場合

○診断年月日が令和4年12月31日以前

「診断書(発症日・診断日・療養期間が明記されたもの)」を添付

○診断年月日が令和5年1月1日～5月7日

下記提出書類(B)「My HER-SYS の療養証明書」にかえて「診断書(発症日・診断日・療養期間が明記されたもの)」及び(C)を添付

My HER-SYS の機能停止について(厚生労働省 2023年9月15日)

※【引用元：厚生労働省ホームページより抜粋】

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)

○ My HER-SYS の機能は2023年9月30日をもって停止いたします。療養証明書が必要な方は、2023年9月30日までに、各自、閲覧・印刷等していただきますようお願いいたします。

【更新日：令和5年4月26日】

この取扱いは、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合、みなし入院による入院見舞金等の給付対象とすることを終了するものです。(新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」の取扱い終了について(通知))

なお、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方は、従前通りみなし入院の取扱いの対象となります。また、下記参考(※)のとおり、令和5年5月7日までに発生届が提出された方については、9月末までは My HER-SYS の療養証明書機能の利用等は可能ですが、10月以降の利用等については決定されていませんので速やかに請求してください。請求手続きにつきましては、次のとおりです。

※【参考：厚生労働省文書の抜粋】

○ なお、令和5年5月7日までに発生届が提出された者に係る健康観察については、現在の療養期間(7日間(5月7日に陽性と診断された場合には、5月14日まで))中はこれまでどおり健康観察を実施いただいて差し支えない。このため、HER-SYS の利用も当該期間中は可能である。その後については、5月7日までに入力された者については、My HER-SYS の療養証明書機能の利用等は9月末まで可能である。10月以降の HER-SYS 上のデータの取扱い等については追ってお示しする。

【引用元の文書】 厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について ※38ページ 12～18行目に、抜粋部分の内容が記載されています。

記

○入院見舞金について

(内容) 会員又はその被扶養者(後期高齢者扶養親族(*)を含む。)が、医療を受けるため又は出産のため、引き続き5日以上入院したとき、入院日数に応じて定額を給付します。

(給付の額) 5～30日…1万円 31～60日…3万円 60日以上…5万円

(*) 後期高齢者扶養親族～会員の扶養手当の支給の基礎となっている後期高齢者医療制度の加入者をいい、互助会に「後期高齢者扶養親族に係る認定(取消)申告書」を届出することで、給付等の対象者となります。

新型コロナウイルス感染症による宿泊療養及び自宅療養については、これまで入院が必要であるにもかかわらず、入院することができない場合があることから、給付事務処理要領の入院には該当しないものを入院とみなし、医療機関・保健所が発行する「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」、「My HER-SYSの療養証明書」等の提出をもって給付対象としてきております。

しかしながら、この間、必ずしも入院を必要としない軽症・無症状の割合が高まっている状況にあることや、過日、国において新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に重症化リスクの高い方に限定されたことなどから、こうした新型コロナウイルス感染症を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、令和5年1月1日以降、提出書類等については次により取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 みなし入院による入院見舞金の給付対象者

「重症化リスクの高い方」

- ① 65歳以上
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与又は新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

2 提出書類 【A+B+C(上記1②～④に該当する方)】

(A) 入院見舞金請求書

<添付書類(令和5年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方)>

(B) 「重症化リスクの高い方」に対して医療機関・保健所が発行する「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」又は「My HER-SYSの療養証明書」

(C) 上記1の①から④を確認できる書類

対象	必要となる書類	
①	・提出いただく必要はありません。	A + B
②	・入院加療が必要な状態であることを証明する書類(入院の診療明細書、退院証明書)	A + B + C
③	・治療薬のいずれかの投与、又は酸素投与されていることがわかる診療明細書 <新型コロナウイルス感染症の治療薬(9月20日現在)> ロナプリーブ(カシリビマブ・イムデビマブ)、ステロイド薬、ゼビュディ(ソトロビマブ)、アクテムラ(トシリズマブ)、パキロビットパック(ニルマトレルビル・リトナビル)、オルミエント(バリシチニブ)、ラゲブリオ(モルヌピラビル)、ベクルリー(レムデシビル) ※カロナールやロキソニン等の解熱・鎮痛剤は、新型コロナウイルス感染症の治療薬には含まれません。	A + B + C
④	・母子手帳の写し(被保険者名、交付日が確認できるページ)	A + B + C

*添付書類等不明な点につきましては、事前にお問い合わせください。

3 その他

令和4年12月31日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方は、従前通り医療機関・保健所が発行する「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」、「My HER-SYSの療養証明書」、「診断書(発症日・診断日・療養期間が明記されたもの)」の添付により入院見舞金の給付対象となります。

なお、検査結果報告書等を証明書の代用として請求はできませんのでご注意ください。

【療養期間について】

入院見舞金は診断日(陽性判明日)から5日以上療養していないと給付になりません。発症日から5日以上ではありませんのでご注意ください。

また、令和4年9月7日以降、国の見直しにより療養期間が10日間から7日間へと変更されたことにより、入院見舞金の期間の算定によっては5日未満となり給付とならない事例がありますのでご注意ください。

(例1) 診断日から療養期間が5日以上あるため、給付対象となります。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症日			診断日				療養終了日
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18

療養期間5日以上～給付対象

(例2) 診断日から療養期間が4日のため、給付対象となりません。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症日				診断日			療養終了日
9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/17	9/18

療養期間4日～給付対象外

○へき地医療交通費補助金について

新型コロナウイルス感染症(COVID -19)による宿泊療養（自宅療養は除く。）は、給付事務処理要領第6の1(3)に規定する「医療」含めて取扱います。

この場合の給付の算定は、医療機関・保健所が発行する「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」、「入院勧告書」によるものとします。

令和5年1月1日以降、提出書類等についてはみなし入院による入院見舞金の給付対象者と同じ扱いとします。

今後の法改正やその他の社会情勢の変化等を見極め、上記取扱いを変更する場合があります。

担当：給付貸付グループ